



extreme

株式会社エクストリーム

証券コード：6033

第19期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2024年6月26日(水曜日) 午後3時
受付開始 午後2時30分

開催場所 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス ルーム2
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限 6月25日(火曜日) 午後5時まで

私たちエクストリームは、「デジタルクリエイター＆ITエンジニア プロダクション」として、最先端の技術・



代表取締役社長CEO

佐藤 昌平

Shohei Sato

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第19期招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

はじめに、この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

当社は2005年の創業以来「はじめに面白いを創る会社。未来の楽しいを造る会社。」を企業コンセプトとし、クリエイティブな開発スキルを有する「デジタルクリエイター＆ITエンジニア プロダクション」として、デジタル人材事業、受託開発事業、コンテンツプロパティ事業を展開してまいりました。

2024年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響も収束し、社会経済活動が正常化する一方で、国際的な地域紛争による政情不安や原材料価格の上昇、世界的な金利上昇や急激な為替変動等、経済環境は先行き不透明な状況が続いております。

ノウハウを提供することで、デジタル社会の発展に貢献してまいります。

このような状況の中、当社グループでは、従来から実施してきた既存事業に対する投資活動やM&Aが実を結び、上場以来掲げていた中期目標の一つである「売上高100億円」を達成することができました。

当社グループを取り巻く事業環境は、社会全体でのデジタル化推進による旺盛な需要というチャンスがある一方で、市場における競争の激化や日本国内におけるデジタル人材不足という大きな課題も抱えています。

今後、当社グループが更なる成長を遂げるためには、変化する事業環境を先読みし、将来の事業成長への布石を打ちスピーディーに施策を実施していかねばなりません。

特にこの2025年3月期は、次の成長ステージに向けたスタートの一年と位置づけ、新たな施策に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

企業
コンセプト

まじめに面白いを**創**る会社。未来の楽しいを**造**る会社。

行動指針

Speed

スピード

- 常にフルスピードを意識する。
- 今日できることは今日やる、今できることは今やる。
- 後回しにしない。

Quality

クオリティ

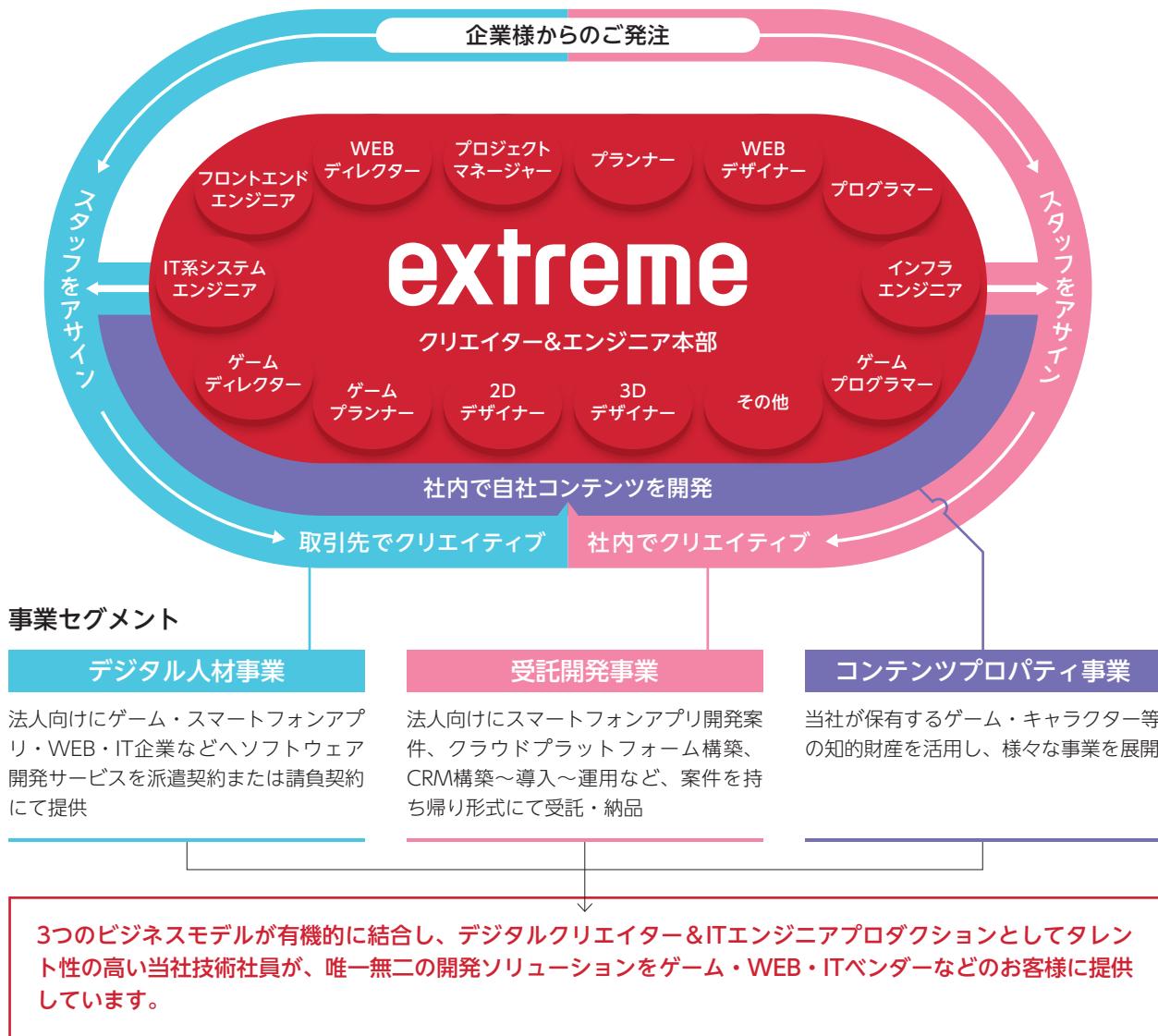
- 量は質に転化する。
- 妥協しない。
- 多彩なアイデアやチャレンジが高いクオリティに結実する。
- お客様が満足する成果物の一歩先を目指す。

Challenge

チャレンジ

- 失敗を恐れずに前に踏み出す。
- 現状に満足せず、常に改善を心がける。

デジタルクリエイター&ITエンジニアプロダクションが提供する 3つのビジネスモデル



株主各位

証券コード 6033
発送日 2024年6月10日

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

株式会社エクストリーム

代表取締役社長CEO 佐藤 昌平

第19期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.e-extreme.co.jp/ir>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」「株主総会関連資料」をご選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エクストリーム」又は「コード」に当社証券コード「6033」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会におきましては、お土産のご用意や株主懇談会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2024年6月25日（火曜日）午後5時までに到着する
ようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を
会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

① 日 時	2024年6月26日（水曜日）午後3時（受付開始：午後2時30分）
② 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階 ステーションコンファレンス ルーム2 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
④ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 会社の新株予約権等に関する事項
 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 3. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 4. 連結計算書類の連結注記表
 5. 計算書類の株主資本等変動計算書
 6. 計算書類の個別注記表
 7. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
 8. 会計監査人の監査報告書 謄本
 9. 監査役会の監査報告書 謄本

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような方針に基づき、第19期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

当社普通株式1株につき金 **38円**

配当総額 **209,057,304円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために、内部留保を確保しつつ、財政状態及び業績動向等、経営状態を総合的に判断して利益配当を行っていく方針であります。具体的には、年1回の期末配当とし、**親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の目安**として、業績に応じた配当を実施してまいります。

第19期の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき38円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案**取締役4名選任の件**

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	さとうしょうへい 佐藤昌平	代表取締役社長 CEO	14回／14回 (100%)
2	しまだよしのり 島田善教	取締役 管理本部長	10回／10回 (100%)
3	うめきもとひろ 梅木元博	-	-
4	やまぐちとしお 山 口 十思雄	取締役	14回／14回 (100%)

社外
独立

候補者番号

1

さとうしょうへい
佐藤 昌平

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	サミー工業株式会社（現 サミー株式会社）入社
1996年11月	日本コンピュータシステム株式会社入社 同社メサイヤ事業部事業部長
2000年 5月	株式会社クロスノーツ設立 代表取締役就任
2005年 5月	当社設立 代表取締役就任
2013年 6月	当社代表取締役社長CEO就任（現任）

生年月日

1964年2月13日生

所有する当社の株式数

2,455,800株

取締役の候補者とした理由

佐藤昌平氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者佐藤昌平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者佐藤昌平氏が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

しまだよしのり
島田善教

再任

生年月日

1978年2月24日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	京セラコミュニケーションシステム株式会社入社
2004年10月	NSビル内科クリニック入社
2008年4月	株式会社プロメディック入社
2009年4月	ピーシーフェーズ株式会社入社
2016年7月	当社入社 経営企画室長
2018年6月	当社執行役員就任
2023年6月	当社取締役就任（現任）
2023年7月	当社取締役 管理本部長就任（現任）

取締役の候補者とした理由

島田善教氏は、当社の取締役として、事業全般及び管理・経営企画部門における豊富な実績・見識を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者島田善教氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者島田善教氏が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

うめ き もと ひろ
梅木元博

新任

生年月日

1964年4月24日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 酒田エス・イー・エス株式会社入社
2008年11月 エス・イー・エス株式会社 取締役就任
2016年 7月 エス・イー・エス株式会社 代表取締役就任
(現任)
2016年 7月 酒田エス・イー・エス株式会社 代表取締役就任
(現任)

重要な兼職の状況

エス・イー・エス株式会社 代表取締役
酒田エス・イー・エス株式会社 代表取締役

取締役の候補者とした理由

梅木元博氏は、技術者としての豊富な開発経験を経てエス・イー・エス株式会社及び酒田エス・イー・エス株式会社の代表取締役を務めております。今後は、その経歴に基づく技術面、営業面での豊富な知見を活かし、当社グループの事業成長にその手腕を発揮されることを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者梅木元博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者梅木元博氏が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号 **4**

やまぐち としお
山口十思雄

再任

社外

独立

生年月日

1963年6月4日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年10月	サンワ等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
1996年 8月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 入社
2008年 5月	山口公認会計士事務所 代表 (現任)
2009年 6月	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社 外監査役 (現任)
2011年 3月	株式会社セルシード 社外監査役
2015年 6月	当社社外取締役就任 (現任)
2021年 3月	株式会社セルシード 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

山口公認会計士事務所 代表
株式会社セルシード 社外取締役 (監査等委員)
株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役

社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口十思雄氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者山口十思雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者山口十思雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏が再選された場合には、当社は引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者山口十思雄氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年であります。
5. 候補者山口十思雄氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善悪でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者山口十思雄氏が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なが さわ まさ ひろ
長澤正浩

生年月日

1954年4月1日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	荒木税務会計事務所入所
1981年10月	プライスウォーターハウス公認会計士事務所 (現 PwC あらた有限責任監査法人) 入所
1984年4月	新和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
1985年3月	公認会計士登録
2002年8月	朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 代表社員就任
2012年6月	有限責任 あずさ監査法人退任
2012年7月	長澤公認会計士事務所代表(現任)
2013年4月	当社社外監査役就任
2013年6月	株式会社イワキ 社外監査役就任(現任)
2014年5月	株式会社東京個別指導学院 社外監査役就任(現任)
2014年12月	株式会社松家ホールディングス(現 株式会社ヒノキ ヤグループ) 社外監査役就任(現任)
2017年2月	当社社外監査役就任

重要な兼職の状況

長澤公認会計士事務所 代表
株式会社イワキ 社外監査役
株式会社東京個別指導学院 社外監査役
株式会社ヒノキヤグループ 社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

長澤正浩氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者長澤正浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者長澤正浩氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 候補者長澤正浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、国際的な地域紛争に起因する資源価格の高騰、世界的な金融引締めや急激な為替変動等、経済環境は先行き不透明な状況が続きました。わが国経済においては、このところ一部に足踏みがみられるものの、個人投資や設備投資等が緩やかに持ち直しており、先行きについても、各種政策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

一方、当社グループが提供する各種サービスにおいては、これらの影響を直接的に受けることはなく、技術ソリューションを提供する「デジタル人材事業」、ゲーム・各種システム開発などを請け負う「受託開発事業」、当社が保有するゲームタイトル等の使用許諾を行う「コンテンツプロパティ事業」を展開し、取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は10,217,437千円、営業利益は1,097,380千円、経常利益は1,448,825千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,034,396千円となりました。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
102億17百万円	15.9%増	14億48百万円	23.3%増
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
10億97百万円	7.1%増	10億34百万円	27.0%増

	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)
	金額 (千円)	金額 (千円)
売上高	8,816,012	10,217,437
営業利益	1,024,182	1,097,380
経常利益	1,174,844	1,448,825
親会社株主に帰属する当期純利益	814,462	1,034,396

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

デジタル人材事業

<主要な事業内容>

ゲーム・スマートフォンアプリ・WEB・IT企業などへソフトウェア開発サービスを派遣契約または請負契約にて提供しております。

売上高 **6,122,748**千円 セグメント利益 **874,812**千円

売上高構成比



売上高

5,441,127

(単位：千円)

6,122,748

第18期
(2023年3月期)

第19期
(2024年3月期)

セグメント利益

949,184

(単位：千円)

874,812

第18期
(2023年3月期)

第19期
(2024年3月期)

デジタル人材事業は、主にゲーム・スマートフォンアプリ・WEB・IT企業などに対し、プログラミング・グラフィック開発スキルを持った当社社員（クリエイター&エンジニア）が直接顧客企業に常駐し、派遣契約または請負契約にて開発業務を行っております。

当連結会計年度においては、企業のDX推進などによる技術ソリューションに対する旺盛な需要を背景に、新規・既存案件とも受注が好調に推移し、稼働プロジェクト数は9,052（前連結会計年度稼働プロジェクト数は8,143）となりました。一方で、国内におけるIT技術者不足に起因する技術社員の採用競争の激化にも直面しており、外部協力会社の開発要員への依存度が高まりつつあります。

この結果、当連結会計年度における売上高は6,122,748千円、セグメント利益は874,812千円となりました。

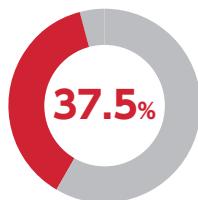
受託開発事業

<主要な事業内容>

スマートフォンアプリまたはWEB開発案件、大規模会員向けプラットフォームシステムの構築～導入～運用などの案件を持ち帰り形式にて受託し、納品するサービスを提供しております。

売上高 **3,919,313**千円 セグメント利益 **664,578**千円

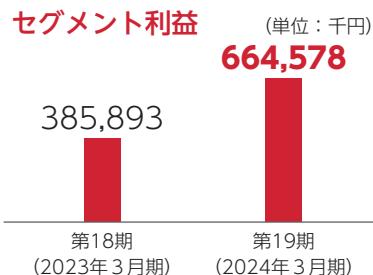
売上高構成比



売上高



セグメント利益



受託開発事業は、主にデジタル人材事業または当社グループ各社の顧客から持ち込まれるスマートフォンアプリまたはWEB開発案件、大規模会員向けプラットフォームシステムの構築～導入～運用などの案件を持ち帰り形式にて受託し、納品するサービスを提供しております。案件種別としては、「新規開発」「保守・運用開発」「追加開発」「ラボ型開発」の4つに大別されます。子会社の株式会社エクストラボ、EXTREME VIETNAM Co.,LTD.、株式会社E P A R Kテクノロジーズ、エス・イー・エス株式会社、酒田エス・イー・エス株式会社については当該事業に含まれます。

当連結会計年度においては、企業のデジタル施策への投資拡大を背景に売上高、営業利益ともに順調に推移しました。受注増加や案件規模の拡大が開発リソースの効率化に寄与し、収益性が大幅に向上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,919,313千円、セグメント利益は664,578千円となりました。

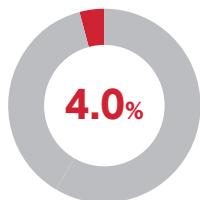
コンテンツプロパティ事業

<主要な事業内容>

当社グループが保有するゲーム・キャラクター等の知的財産を活用し、様々な事業展開を行うセグメントであります。

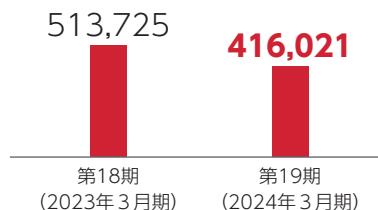
売上高 **416,021**千円 セグメント利益 **286,593**千円

売上高構成比



売上高

(単位：千円)



セグメント利益

(単位：千円)



コンテンツプロパティ事業は、当社グループが保有するゲーム・キャラクター等の知的財産を活用し、様々な事業展開を行うセグメントであり、具体的には、ゲーム開発・販売・運営のほかに、当社グループが保有するゲームタイトルまたはキャラクターなどを様々な商材へ使用許諾を行うライセンス事業が含まれております。子会社の株式会社 Dragami Games については当該事業に含まれます。

当連結会計年度においては、当社がライセンス許諾したスマートフォン版ゲームアプリ『ラングリッサー』のゲーム販売額に応じたロイヤリティ収益が発生した他、当社保有の知的財産権のライセンスアウトによる収益が発生しております。また、株式会社 Dragami Games のゲーム販売の収益が発生しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は416,021千円、セグメント利益は286,593千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

<デジタル人材事業>

① エンジニアの確保

当事業における重要な要素は、当社社員であるクリエイターまたはエンジニアであり、現在までに当該社員数とサービス提供先企業数が順調に推移してきたことから、業容を拡大してまいりました。一方で慢性的な技術人材不足は今後も継続すると予想されております。このため、当社ではさらなるクリエイター及びエンジニアの確保及び社員定着率の向上を図る必要があると認識しております。そのため、福利厚生、研修制度、技術交流などを充実させ、社員コミュニケーションの活性化による帰属意識とロイヤルティを高め、人材確保に努めてまいります。

② サービス提供先の適切な選別

当事業は、これまでエンターテインメント系企業を主要顧客としてきましたが、エンターテインメント業界は娯楽産業であるため景況感に左右される要素があり、需要の変動が大きく変化する場合があります。このため当社ではエンターテインメント系企業の顧客に留まらず、クリエイティブなスキルが要求されるインターネットサービス業界など当社社員の技術力をシームレスに活用できる分野へも積極的に参入し、収益の安定化を図ってまいります。

③ 教育・研修制度の強化

技術者に求められるスキルは日進月歩であり、当社社員であるクリエイターまたはエンジニアにおいても、常に顧客ニーズや技術環境に適したサービスが提供できるよう、社内外の教育・研修制度を通じ、技術力の継続的な向上を図ってまいります。

④ 技術力の蓄積及び共有

当事業に従事する当社社員は、顧客企業に常駐しているため、社員同士による即時的な技術共有などにおいて課題があります。このため、当社では自社による技術情報蓄積システムを運用し、社員がどのような環境下においても当社が蓄積してきた技術情報を即時に参照できる仕組みを構築しておりますが、今後も技術情報のさらなる蓄積と各種業務の標準化を推し進め、属人的なスキルに偏らない、企業としての技術力の担保をさらに図ってまいります。

<受託開発事業>

① 営業体制の強化

効率的かつ機動力のある営業体制を確立するために、営業人員の増加はもとより、デジタル人材事業との連携及び業務提携等によるパートナー戦略の拡充を図り、新規ビジネス機会の創出、パートナー先との協業による複合的なITソリューションの提供等による新たな顧客基盤の確立とさらなる事業の拡大を目指してまいります。

② スtock型ビジネスの拡大による収益基盤の安定化

当事業では、収益区分をフロー型とストック型に切り分けることができます。このうち、ストック型ビジネスはシステムやアプリケーション等の運用保守業務や顧客向けに体制を構築して開発機能を提供するラボ型サービスが該当します。これらの案件は、長期的かつ安定的な収益源となるため、今後も案件の新規獲得、案件規模の拡大に注力してまいります。また、そのためにも、単なる開発ベンダーではなく顧客の事業パートナーとしての立ち位置から適宜改善提案を行い、顧客との信頼関係を構築しながら長期的な取引の維持に努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保

当事業においては、優秀な人材の確保・育成が今後の経営基盤を維持・拡大するうえで不可欠であると認識しております。技術者については、デジタル人材事業または子会社等との連携により、機動的に優秀な人材を配置することができる強みを持っているものの、プロジェクトの遂行において重要な役割を担うプロジェクトマネージャーについては、不足している状況があります。これらの課題を解決するために、即戦力のキャリア採用を中心に、当社独自の教育・研修制度などを通じて、プロジェクトマネジメント層の育成を一層強化してまいります。

<コンテンツプロパティ事業>

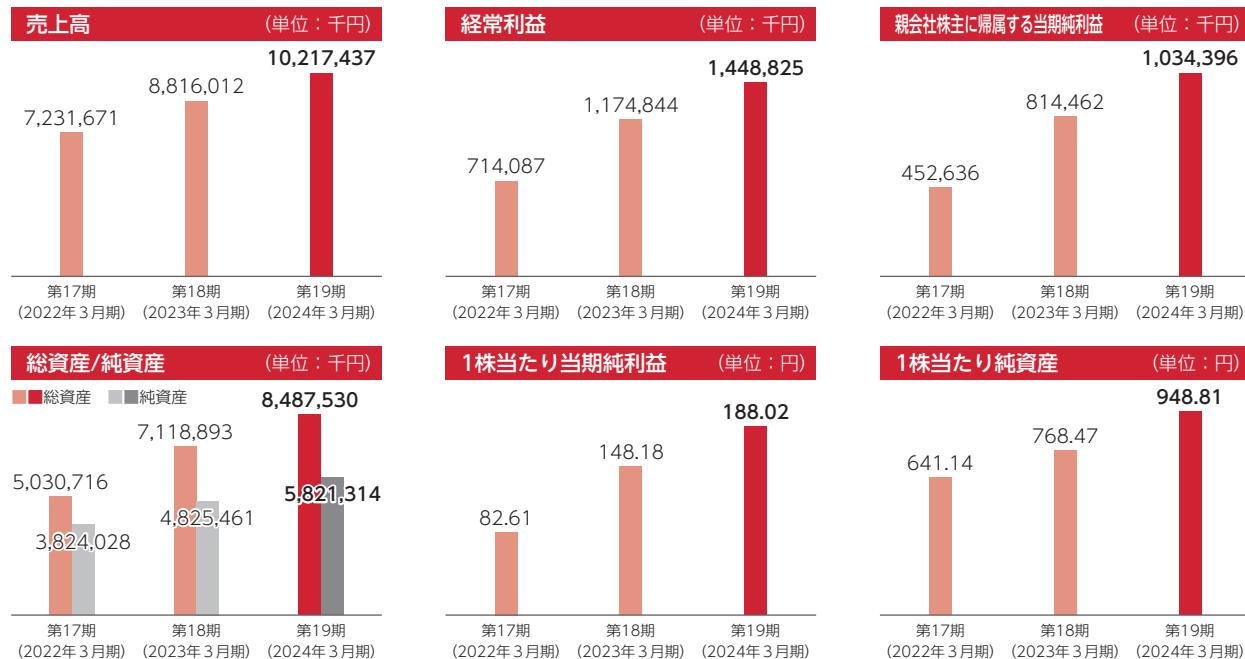
① 収益源の確保

当事業は、自社保有IPやゲームキャラクターを活用したライセンス事業を主なサービス領域として展開してまいりましたが、ライセンス事業にとどまらず、自社製品の強化などを通じ、サービスポートフォリオの拡充に努めてまいります。

② 知的財産権への対応

当事業においては、ゲームタイトル・ゲームキャラクターなどの知的財産を第三者へ許諾することにより、ロイヤルティを得るライセンス事業が主要な収益となっております。許諾先が国内に留まらず、海外においても成果が発生していることから、各許諾地域における商標登録、意匠登録等を適切に行い、模造品などによる被害が発生しないよう、引き続き権利保全を図ってまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(千円)	6,230,672	7,231,671	8,816,012	10,217,437
経常利益	(千円)	750,501	714,087	1,174,844	1,448,825
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	491,709	452,636	814,462	1,034,396
1株当たり当期純利益	(円)	90.14	82.61	148.18	188.02
総資産	(千円)	4,747,856	5,030,716	7,118,893	8,487,530
純資産	(千円)	3,416,116	3,824,028	4,825,461	5,821,314
1株当たり純資産	(円)	576.03	641.14	768.47	948.81

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 第17期連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。また、収益認識に関する会計基準の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、第16期連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(6) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区名駅一丁目1番17号

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタル人材事業	395名	18名増
受託開発事業	253名	7名増
コンテンツプロパティ事業	14名	12名増
全社（共通）	65名	14名増
合計	727名	51名増

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、管理部門及びヒューマンリソース部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
484名	43名増	34.9歳	4.46年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	688,160千円
株式会社りそな銀行	200,000千円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な業務内容
株式会社エクストラボ	10,000千円	100.0%	ITサービスの開発及び関連事業
EXTREME VIETNAM Co.,LTD.	42,484百万ベトナムドン	100.0%	ITサービスの開発及び関連事業
株式会社D r a g a m i G a m e s	300,000千円	93.3%	ゲームソフトの企画・開発・販売
株式会社E P A R Kテクノロジーズ	100,000千円	58.3%	ITサービスの開発及び関連事業
エス・エー・エス株式会社	34,000千円	51.3%	ゲーム開発・組込システム開発

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 : 14,288,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 5,502,376株 (自己株式868株を含む)
- (3) 株主数 : 2,743名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐藤 昌平	2,455,800株	44.64%
株式会社E P A R K	182,976株	3.33%
山下 良久	163,300株	2.97%
株式会社S B I証券	110,910株	2.02%
長岡 裕二	95,100株	1.73%
西村 裕二	82,700株	1.50%
泉 裕治	82,600株	1.50%
由佐 秀一郎	70,000株	1.27%
日本証券金融株式会社	53,900株	0.98%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	52,000株	0.95%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	
佐藤 昌平	代表取締役社長CEO		
由佐 秀一郎	取締役	関連会社統括本部長	
島田 善教	取締役	管理本部長	
山口 十思雄	取締役	山口公認会計士事務所 株式会社セルシード 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル	代表 社外取締役（監査等委員） 社外監査役
森谷 和正	常勤監査役	公認会計士 森谷和正事務所	代表
西田 弥代	監査役	弁護士（隼あすか法律事務所所属） 株式会社ギガプライズ 天馬株式会社 株式会社property technologies 株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	社外監査役 社外取締役（監査等委員） 社外監査役 社外監査役
楠元 克成	監査役	楠元公認会計士事務所 楠元企業成長コンサルティング合同会社	代表 代表社員

- (注) 1 取締役 島田善教氏は、第18期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 2 取締役 山口十思雄氏は、社外取締役であります。
- 3 監査役 森谷和正氏、西田弥代氏、楠元克成氏は、社外監査役であります。
- 4 当社は、取締役 山口十思雄氏、監査役 森谷和正氏、西田弥代氏、楠元克成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5 監査役 森谷和正氏、楠元克成氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い専門的知見を有しております。
- 6 監査役 西田弥代氏の戸籍上の氏名は川口弥代であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担し

ております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長CEO 佐藤昌平氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、月例の固定報酬の額とします。代表取締役に委任した理由は、会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役が決定方針に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該助言の内容に従って決定をしなければならないこととします。

3. 取締役会が報酬の決定方針に沿うものと判断した理由

当事業年度においては、代表取締役が役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮した上で決定した取締役の報酬額について、社外取締役の同意を得ていることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

当社の取締役及び監査役の報酬は、固定報酬で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役及び監査役の報酬限度は、2023年6月28日開催の定時株主総会において取締役は年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）））、監査役は年額50百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数

は3名)と決議しております。また、監査役の報酬については、報酬限度額の範囲内で、監査役協議を経て決定しております。

取締役4名 88,641千円 (うち社外 1名 4,800千円)

監査役3名 15,360千円 (うち社外 3名 15,360千円)

(注) 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 山口十思雄氏は、山口公認会計士事務所の代表、株式会社セルシード社外取締役（監査等委員）、デジタルメディアプロフェッショナルの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 森谷和正氏は、公認会計士 森谷和正事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 西田弥代氏は、隼あすか法律事務所所属の弁護士、株式会社ギガプライズ社外監査役、天馬株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社property technologies、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 楠元克成氏は、楠元公認会計士事務所の代表、楠元企業成長コンサルティング合同会社の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山口 十思雄	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、月次で開催される経営会議12回のうち11回に出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会及び経営会議では当該視点から積極的に意見を述べており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	森谷 和正	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	西田 弥代	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	楠元 克成	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	(ご参考)第18期 2023年3月31日現在	第19期 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	5,011,765	6,243,898
現金及び預金	3,207,411	3,935,928
受取手形	—	570
売掛金	1,366,665	1,419,549
有価証券	6,573	208,906
製品	2,136	128
仕掛品	257,684	373,513
前払費用	106,808	148,267
その他	65,404	157,571
貸倒引当金	△920	△537
固定資産	2,107,128	2,243,631
有形固定資産	75,617	84,804
建物及び構築物	100,829	105,220
減価償却累計額	△44,839	△55,124
建物及び構築物（純額）	55,990	50,095
車両運搬具及び工具器具備品	157,350	187,485
減価償却累計額	△137,723	△152,777
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	19,627	34,708
無形固定資産	274,336	257,543
ソフトウェア	55,640	70,550
ソフトウェア仮勘定	—	1,517
のれん	218,695	185,476
投資その他の資産	1,757,173	1,901,283
投資有価証券	1,287,101	1,357,458
関係会社株式	163,349	190,433
長期前払費用	53,786	150,259
繰延税金資産	88,086	71,548
破産更生債権等	7,367	8,527
その他	164,850	131,582
貸倒引当金	△7,367	△8,527
資産合計	7,118,893	8,487,530

科目	(ご参考)第18期 2023年3月31日現在	第19期 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	2,217,638	2,623,091
短期借入金	650,000	850,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	28,560	28,560
未払金	868,577	1,030,921
未払費用	102,796	131,345
未払法人税等	272,248	247,021
未払消費税等	125,375	96,845
賞与引当金	134,250	155,053
受注損失引当金	—	18,899
その他	25,831	54,444
固定負債	75,793	43,124
社債	15,000	5,000
長期借入金	38,160	9,600
退職給付に係る負債	6,813	13,354
繰延税金負債	15,819	15,170
負債合計	2,293,432	2,666,215
純資産の部		
株主資本	4,224,647	5,093,998
資本金	419,451	419,451
資本剰余金	413,258	413,258
利益剰余金	3,393,096	4,262,447
自己株式	△1,159	△1,159
その他の包括利益累計額	3,074	125,892
その他有価証券評価差額金	△12,350	105,839
為替換算調整勘定	15,424	20,053
新株予約権	14,669	20,274
非支配株主持分	583,070	581,148
純資産合計	4,825,461	5,821,314
負債・純資産合計	7,118,893	8,487,530

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	(ご参考)第18期	第19期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	8,816,012	10,217,437
売上原価	6,311,180	7,320,512
売上総利益	2,504,832	2,896,924
販売費及び一般管理費	1,480,649	1,799,544
営業利益	1,024,182	1,097,380
営業外収益	160,482	363,541
受取利息	12,879	51,493
有価証券利息	62,598	60,655
為替差益	44,414	181,950
助成金収入	1,960	1,160
投資有価証券売却益	1,455	30,864
持分法による投資利益	27,862	27,084
受益権売却益	3,391	4,466
その他	5,920	5,867
営業外費用	9,821	12,096
支払利息	1,943	2,820
社債利息	41	74
支払手数料	3,756	6,793
投資有価証券売却損	58	—
消費税差額	770	—
その他	3,251	2,408
経常利益	1,174,844	1,448,825
特別利益	14,669	—
新株予約権戻入益	14,669	—
特別損失	3,651	—
固定資産除却損	3,651	—
税金等調整前当期純利益	1,185,862	1,448,825
法人税、住民税及び事業税	301,652	413,261
法人税等調整額	40,705	△36,272
当期純利益	843,504	1,071,836
非支配株主に帰属する当期純利益	29,042	37,439
親会社株主に帰属する当期純利益	814,462	1,034,396

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	(ご参考)第18期 2023年3月31日現在	第19期 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	2,695,494	3,923,973
現金及び預金	1,724,325	2,570,217
売掛金	807,606	803,700
有価証券	6,573	208,906
仕掛品	3,182	1,261
前払費用	26,033	25,937
関係会社短期貸付金	47,695	227,253
その他	80,078	87,233
貸倒引当金	－	△537
固定資産	3,255,527	3,050,601
有形固定資産	28,608	43,323
建物	44,357	49,252
減価償却累計額	△22,542	△23,133
建物（純額）	21,814	26,119
工具、器具及び備品	96,176	114,921
減価償却累計額	△89,382	△97,716
工具、器具及び備品（純額）	6,793	17,204
無形固定資産	55,209	55,567
ソフトウェア	55,209	54,050
ソフトウェア仮勘定	－	1,517
投資その他の資産	3,171,710	2,951,710
投資有価証券	1,287,101	1,357,458
関係会社長期貸付金	309,487	45,423
関係会社株式	1,368,051	1,368,051
長期前払費用	30,645	27,931
繰延税金資産	85,339	56,280
破産更生債権等	7,367	8,527
その他	91,083	96,565
貸倒引当金	△7,367	△8,527
資産合計	5,951,022	6,974,574

科目	(ご参考)第18期 2023年3月31日現在	第19期 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	1,722,994	2,072,023
短期借入金	650,000	850,000
1年内返済予定の長期借入金	28,560	28,560
未払金	662,512	805,090
未払費用	39,239	65,072
未払法人税等	141,814	98,722
未払消費税等	59,985	53,055
預り金	11,587	32,852
賞与引当金	129,059	138,669
その他	235	－
固定負債	38,160	9,600
長期借入金	38,160	9,600
負債合計	1,761,154	2,081,623
純資産の部		
株主資本	4,187,548	4,766,837
資本金	419,451	419,451
資本剰余金	418,158	418,158
資本準備金	404,318	404,318
その他資本剰余金	13,840	13,840
利益剰余金	3,351,097	3,930,386
その他利益剰余金	3,351,097	3,930,386
繰越利益剰余金	3,351,097	3,930,386
自己株式	△1,159	△1,159
評価・換算差額等	△12,350	105,839
その他有価証券評価差額金	△12,350	105,839
新株予約権	14,669	20,274
純資産合計	4,189,867	4,892,950
負債・純資産合計	5,951,022	6,974,574

損益計算書

(単位：千円)

科目	(ご参考)第18期	第19期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	6,232,957	6,867,218
売上原価	4,424,000	5,103,805
売上総利益	1,808,957	1,763,413
販売費及び一般管理費	1,041,894	1,229,511
営業利益	767,063	533,901
営業外収益	156,500	427,124
受取利息	14,676	54,996
有価証券利息	62,598	60,655
受取配当金	12,602	55,105
為替差益	43,158	189,642
業務受託手数料	19,873	34,411
助成金収入	1,960	1,160
投資有価証券売却益	1,455	30,864
その他	175	288
営業外費用	6,368	11,847
支払利息	1,392	2,819
支払手数料	3,756	6,793
投資有価証券売却損	58	—
その他	1,161	2,233
経常利益	917,194	949,178
特別利益	14,669	—
新株予約権戻入益	14,669	—
税引前当期純利益	931,864	949,178
法人税、住民税及び事業税	233,037	227,947
法人税等調整額	10,653	△23,102
当期純利益	688,173	744,334

トピックス

(2023年4月～2024年3月)

2024年3月期は、拡大する組織への対応や今後の更なる事業成長を見据え、名古屋オフィスの移転・増床を行うとともに、受託開発事業の受注拡大を受け、池袋開発室を開設しております。
また、従業員のロイヤリティ向上や採用活動を目的として、企業プレゼンスを高めるために企業認知度向上や企業ブランディングへの取り組みを継続して実施しております。

4月

名古屋オフィス移転・増床



東海地域における開発案件の需要増への対応、採用活動の活性化を目的として、名古屋オフィスの移転・増床を行いました。



4

5

6

7

8

9

8月

新オフィス「池袋開発室」の開設

事業拡大に伴い、エクストリーム本社と同ビル（メトロポリタンプラザビル）14階We workに新オフィス「池袋開発室」を開設。

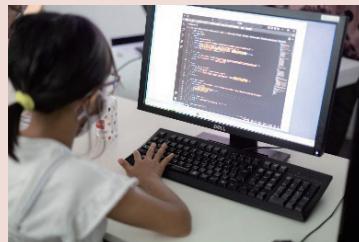


5月

「シュビビンマン」シリーズ、「ヘルファイヤー」など
IPタイトルが続々リリース

2023年3月の「重装机兵ヴァルケン DECLASSIFIED」を皮切りに、5月には「改造町人シュビビンマン」、7月は「ヘルファイヤー」を収録した『ZERO FIRE』、9月は「改造町人シュビビンマン 2-新たなる敵」など、当社IPのライセンスタイトルが続々とリリースされました。

池袋デジタル寺子屋開催



10月

テレビCM 日本テレビ「ZIP!」で放送開始



女優の山之内すずさんを起用した「♪デジタル、たる、樽、エクストリーム♪」のフレーズが耳に残るテレビCMが、関東エリアにて日本テレビ「ZIP!」毎週水曜日に放送開始。



10

11

12

1

2

3

12月

池袋西口公園イルミネーション協賛



2019年より当社が協賛する「池袋西口公園extreme イルミネーション」は、「豊島区の街のにぎわい」「池袋のナイトライフ観光」を盛り上げる目的で、豊島区と池袋駅西口エリアの各商店街と企業が協働で開催するイルミネーションイベントです。5回目の開催となる今回は、「光のつらら」や「光の水族館」などを加え、グレードアップして開催されました。



イルミネーションと連動したデジタルコンテンツ制作

「池袋西口公園extreme イルミネーション」のデジタルコンテンツとして、グローバルリングの大型モニターを活用した、イルミネーション・公園の噴水と連動する肉眼3D映像を制作。



2018年より毎年開催されている、子ども達にデジタルクリエイティブの楽しさを伝えるためのワークショップ「池袋デジタル寺子屋」は、これまでの取り組みの結果「豊島区国際アート・カルチャー特命大使/SDGs 特命大使自主企画事業」に採択されました。

2月 「豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業」に再認定



『第15期豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業』として、再認定を受けました。2018年の初認定から3度目の再認定となります。「社員が長く働ける環境づくり」のために職場風土を整備し、社員の中長期的なキャリア形成の支援を行って参ります。

定時株主総会 会場ご案内図

日時 2024年6月26日（水曜日）
午後3時（午後2時30分開場）

会場 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス ルーム2
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号



池袋駅の各路線から会場までのご案内

JR山手線 JR埼京線 JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より **C**メトロポリタン口改札をご利用ください。

東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より **A**南通路西改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ副都心線

西通路東改札を出て、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

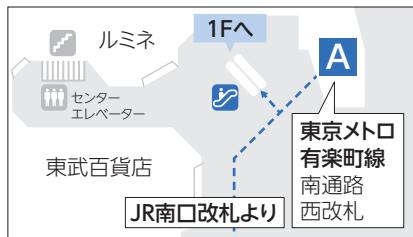
東武東上線

東武線池袋駅構内より **B**南改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

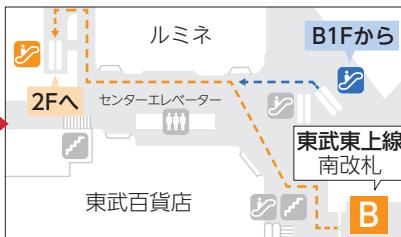
西武池袋線

B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

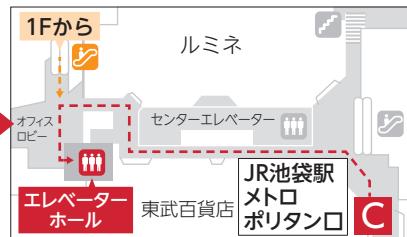
B1F プリズムガーデンエスカレーターで1Fへ



1F メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ



2F オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

**第19期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社エクストリーム

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報制度運用規程」を制定しております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長CEOが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ管理規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
- C) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎営業日、部長職位以上の社員及び役員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- B) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。
- C) 各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

ホ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- A) 当社は、監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置くことができます。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
- B) これら使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
- C) これら使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の承認を得たうえで決定しております。

ヘ 子会社における業務の適正を確保するための体制

- A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を週1回定期的に開催しております。
- B) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を「子会社管理規程」により定めております。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行っております。
- C) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受けております。また、これらのリスクマネジメント体制構築の具体的な取り組みとして、危機発生時の親会社への連絡体制の整備、不祥事等防止のための社員教育や研修等の実施、情報セキュリティおよび個人情報保護に関する規程制定および運用、親会社の内部監査部門による監査を実施しております。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
- B) 監査役には稟議書その他重要書類が閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその使用人に対し直接求めることができます。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A) 監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長CEOと協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者に対し調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査室に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
- B) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

リ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- A) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- B) そのため、管理本部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不当行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程を役職員に周知いたしました。また、内部監査人は、定期的に内部監査を実施し、取締役会へ監査報告を行うとともに、監査役会及び会計監査人と連携し、意見交換会を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 式 株 式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	419,451	413,258	3,393,096	△1,159	4,224,647
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△165,045		△165,045
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,034,396		1,034,396
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	869,351	—	869,351
当 期 末 残 高	419,451	413,258	4,262,447	△1,159	5,093,998

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△12,350	15,424	3,074	14,669	583,070	4,825,461
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△165,045
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,034,396
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	118,190	4,628	122,818	5,604	△1,921	126,501
当期変動額合計	118,190	4,628	122,818	5,604	△1,921	995,852
当 期 末 残 高	105,839	20,053	125,892	20,274	581,148	5,821,314

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 株式会社E P A R Kテクノロジーズ、株式会社エクストラボ、EXTREME VIETNAM Co.,LTD.、株式会社D r a g a m i G a m e s、エス・エー・エス株式会社、酒田エス・エー・エス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ネクストン
株式会社E P A R Kペットライフは、優先株式が普通株式に転換されたことにより持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具及び工具器具備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。なお、一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間(7年)で均等償却しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① デジタル人材事業

デジタル人材事業においては、履行義務は主に派遣契約に基づき労働者を派遣することであり、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断をしていることから、一定期間で収益を認識しております。

② 受託開発事業

受託開発事業においては、受託開発契約に関して、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法により、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができない開発について発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間の短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③ コンテンツプロパティ事業

コンテンツプロパティ事業においては、ライセンスを供与する取引について、ライセンスの性質がアクセス権である場合には一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、引き渡し時に収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

一方、ゲーム販売等のうち、ソフトウェアのダウンロードソフトにおいては、顧客が利用可能となる時点において履行義務が充足されると判断しております。そのため、予約販売をする場合などは顧客が利用可能となる日まで収益認識を繰り延べています。また、パッケージソフト及びアクセサリ等は、販売時点、又は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、製品の発送時点にて収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

のれん

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	185,476千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積られており、事業計画についてはエス・イー・エス株式会社の事業譲受時に見込まれる超過収益力が将来にわたり発現することを勘案し策定しています。

- ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業利益率と判断しています。

- ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定である営業利益率は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 2,050,000千円

借入実行残高 850,000千円

差引額 1,200,000千円

2. 受注損失引当金

損失が見込まれる受注契約に係る受注損失引当金25,346千円を計上しております。なお、うち仕掛品に係る受注損失引当金6,447千円を相殺表示しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額2,203千円が含まれております。

VI 連結損益計算書に関する注記

売上原価の注記

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は25,346円であります。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数及び種類

普通株式 5,502,376株

2. 当連結会計年度末における自己株式の数

普通株式 868株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	165,045	利益剰余金	30.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	209,057	利益剰余金	38.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 800株

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、連結子会社では、売掛金の一部について、信託譲渡を行い、資金の流動化を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、投資信託及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的到时価や財務状況等の把握を行うことによりリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後2年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業管理規程に従い、営業債権について各事業部門におけるプロジェクトマネージャーが取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、信託譲渡した売掛金については、経理部が債務者の状況を定期的にモニタリングし、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、有価証券、短期借入金、未払金、未払法人税等ならびに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	1,419,549	1,418,131	
貸倒引当金 (※1)	△537		
	1,419,012	1,418,131	△880
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1,357,458	1,357,458	—
(3) 破産更生債権等	8,527		
貸倒引当金 (※2)	△8,527		
	—	—	—
資産計	2,776,470	2,775,590	△880
(4) 社債 (※3)	15,000	14,759	△240
(5) 長期借入金 (※4)	38,160	37,652	△507
負債計	53,160	52,412	△747

- ※1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
 ※2. 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。
 ※3. 1年内償還予定の社債も含めております。
 ※4. 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
 当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券 (社債)	—	1,261,261	—	1,261,261
債券 (その他)	—	—	—	—
その他	—	96,196	—	96,196

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
 当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	1,418,131	—	1,418,131
社債 (※1)	—	14,759	—	14,759
長期借入金 (※2)	—	37,652	—	37,652

- ※1. 1年内償還予定の社債も含めております。
 2. 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

一部の売掛金は、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっており、レベル2に分類しております。

投資有価証券

市場価格のある投資有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

社債

元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額 当連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,935,928	-	-	-
受取手形	570			
売掛金	1,405,464	14,085	-	-
有価証券	208,906	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券 (※1)	-	212,321	379,347	403,517
合計	5,550,869	226,407	379,347	403,517

(※) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(※1) 債券のうち、償還期限の定めのない債券266,074千円については含めておりません。

(注3) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額 当連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
社債	10,000	5,000	-	-	-	-
長期借入金	28,560	9,600	-	-	-	-
合計	888,560	14,600	-	-	-	-

Ⅸ 有価証券に関する注記

その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	1,015,334	829,404	185,930
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	1,015,334	829,404	185,930
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	245,927	278,472	△32,545
その他	—	—	—
その他	96,196	97,031	△834
小計	342,123	375,503	△33,379
合計	1,357,458	1,204,908	152,550

X 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

XI 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	デジタル 人材事業	受託開発事業	コンテンツプロ パティ事業	
一時点で移転される財又はサービス	－	865,649	209,601	1,075,250
一定の期間にわたり移転される財又は サービス	5,898,158	3,037,608	206,419	9,142,186
顧客との契約から生じる収益	5,898,158	3,903,257	416,021	10,217,437
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,898,158	3,903,257	416,021	10,217,437

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における、契約資産及び契約負債の金額に重要性はありません。また、当社及び子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。

XII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

948円81銭

2. 1株当たり当期純利益

188円02銭

XIII その他の注記

該当事項はありません。

XIV 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の株式譲渡)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社EPARKテクノロジーズの株式のうち、当社保有分の全部を、株式会社EPARKに譲渡することを決議し、2024年5月15日付で株式譲渡契約を締結いたしました。これに伴い株式会社EPARKテクノロジーズは連結子会社から除外されることとなります。

1. 株式譲渡の理由

当社は、当社の受託開発事業を安定的な事業モデルに変革することを目的として、2018年5月に株式会社EPARKテクノロジーズの株式を取得し同社を連結子会社化しました。以降、当社と株式会社EPARKテクノロジーズは、技術者人材の交流や開発リソースの共有等、両社の事業推進においてシナジー効果を発揮すべく取り組んでまいりました。

こうした取り組みを通じ、受託開発事業の基盤の構築という当社の当初目的は一定程度達成することができた一方、株式会社EPARKテクノロジーズのさらなる成長のためには、同社とその主要顧客である株式会社EPARKとの関係を一層強固にする必要があるとの観点から、当社が保有する同社の全株式を株式会社EPARKに譲渡することについて協議を重ね、この度、当社と株式会社EPARKとの間で株式譲渡の合意に至ったことから、本件株式譲渡を実施することといたしました。

2. 株式譲渡の相手先の名称

株式会社EPARK

3. 株式譲渡日

2024年5月31日（金）

4. 当該連結子会社の名称および事業内容

(1) 子会社の名称：株式会社EPARKテクノロジーズ

(2) 事業内容：システム開発

5. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡後の所有株式数

(1) 譲渡株式数：普通株式7,000株（議決権所有割合：58.3%）

(2) 譲渡価額：358百万円

(3) 譲渡後の所有株式数：-株（議決権所有割合：-%）

6. 当該子会社が含まれている報告セグメントの名称

受託開発事業

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	419,451	404,318	13,840	418,158	3,351,097	3,351,097
当期変動額						
剰余金の配当					△165,045	△165,045
当期純利益					744,334	744,334
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	579,288	579,288
当期末残高	419,451	404,318	13,840	418,158	3,930,386	3,930,386

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,159	4,187,548	△12,350	△12,350	14,669	4,189,867
当期変動額						
剰余金の配当		△165,045				△165,045
当期純利益		744,334				744,334
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			118,190	118,190	5,604	123,794
当期変動額合計	-	579,288	118,190	118,190	5,604	703,083
当期末残高	△1,159	4,766,837	105,839	105,839	20,274	4,892,950

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) デジタル人材事業

デジタル人材事業においては、履行義務は主に派遣契約に基づき労働者を派遣することであり、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断をしていることから、一定期間で収益を認識しております。

(2) 受託開発事業

受託開発事業においては、受託開発契約に関して、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法により、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができない開発について発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間の短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

(3) コンテンツプロパティ事業

コンテンツプロパティ事業においては、ライセンスを供与する取引について、ライセンスの性質がアクセス権である場合には一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、引き渡し時に収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社貸付金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社短期貸付金	227,253千円
関係会社長期貸付金	45,423千円
合計	272,676千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社短期貸付金及び長期貸付金は、貸付先の財政状態や将来キャッシュ・フローを総合的に勘案して回収可能性を評価し、回収不能と見込まれる金額については貸倒引当金を計上することとしております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

関係会社貸付金は子会社であるEXTREME VIETNAM Co.,LTD.及び株式会社D r a g a m i G a m e s に対する貸付金であります。EXTREME VIETNAM Co.,LTD.及び株式会社D r a g a m i G a m e s 各社の将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎としており、事業計画は、増収を前提としております。特に既存顧客からの継続受注及び取引実績のない新規顧客からの受注の獲得を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

EXTREME VIETNAM Co.,LTD.及び株式会社D r a g a m i G a m e s の事業計画に用いられている仮定には不確実性を伴い、事業計画が計画通りに進捗せず、将来の資金繰りが想定より悪化した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

2. 関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,368,051千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得価額で貸借対照表に計上しており、関係会社の直近期末の財務数値及び超過収益力を勘案した実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理をしております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

実質価額の著しい低下や回復可能性の有無は、各関係会社の財政状態及び事業計画を基礎として判定を実施しております。事業計画の基礎には、将来の売上高及び営業利益に一定の仮定が含まれておりません。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社株式の評価に用いた仮定は不確実性を伴い、将来利益が想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	91,622千円
短期金銭債務	1,210千円

VI 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	294,694千円
営業取引以外による取引高	33,599千円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	868株
------	------

Ⅷ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	42,460千円
未払費用	7,225
貸倒引当金	2,775
未払事業税	5,423
減価償却費超過額	4,331
その他有価証券評価差額金	10,220
差入保証金	8,057
株式報酬費用	4,660
関係会社株式評価損	20,861
その他	7,195
繰延税金資産合計	<u>113,212</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△56,931</u>
繰延税金負債合計	<u>△56,931</u>
繰延税金資産の純額	<u>56,280</u>

Ⅸ 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

X 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 E P A R K テクノロジーズ	直接58.3%	役員の兼務 業務受託	管理事務 (注) 2	6,804	売掛金	27,070
						流動資産 その他	1,251
						未払金	1,210
子会社	株式会社 エクストラボ	直接100.0%	役員の兼務 資金の援助 業務受託	資金の回収 (注) 1	77,065	売掛金	8,414
				管理事務 (注) 2	9,000	流動資産 その他	7,295
				受取利息 (注) 1	560		
子会社	EXTREME VIETNAM Co.,Ltd.	直接100.0%	役員の兼務 資金の援助 業務受託	資金の回収 (注) 1	7,441	関係会社 短期貸付金	27,253
				管理事務 (注) 2	2,372	流動資産 その他	1,201
				受取利息 (注) 1	927	関係会社 長期貸付金	45,423
子会社	Dragami Games 株式会社	直接93.3%	役員の兼務 資金の援助 業務受託	管理事務 (注) 2	3,711	関係会社 短期貸付金	200,000
				受取利息 (注) 1	2,049	流動資産 その他	315
子会社	エス・イー・エ ス株式会社	直接51.3%	役員の兼務 業務受託	管理事務 (注) 2	8,140	売掛金	1,595
						流動資産 その他	727

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 「業務受託等」、「管理事務」取引は、一般的取引条件を勘案し、協議の上決定しております。

XI 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 X I 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

XII 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額
885円70銭
2. 1 株当たり当期純利益
135円30銭

XIII 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「**XIV 重要な後発事象に関する注記（連結子会社の株式譲渡）**」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクストリームの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し

た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクストリームの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事

項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び利用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び利用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社エクストリーム 監査役会

常勤社外監査役 森 谷 和 正 ㊞
社外監査役 西 田 弥 代 ㊞
社外監査役 楠 元 克 成 ㊞

以 上